

戸籍に関する証明書の請求書

※本人確認できるものを一緒にご提示ください。

(あて先) 横浜町長

令和 年 月 日

請求者 (使う人)	住所 (フリガナ)	電話 ()
	氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
窓口に来た人 (請求者と 違うとき)	住所 (フリガナ)	電話 ()
	氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
	請求者から見た関係	配偶者・父母・子・祖父母・孫・その他 () 代理人 (代理人請求には委任状が必要です)

必要な戸籍等

本籍 横浜町字	必要な番号を○で囲み通数を記入してください	1 戸籍 全部事項証明・謄本 (450円) 個人事項証明・抄本 通 どなたの ()
(フリガナ)		2 除籍 全部事項証明・謄本 (750円) 個人事項証明・抄本 通 どなたの ()
筆頭者氏名 亡くなられても変わりません 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日		3 改製原戸籍 謄本 (平・昭) (750円) 抄本 (平・昭) 通 どなたの ()
使いみち 1.年金申請 (年金) 2.パスポート 3.相続 ・亡くなられたかた () ・死亡年月日 (. .) 4.その他 () 必要とする事項		4 附票 (謄本・抄本)(現・除・原) (300円) () 通 どなたの () 知りたい住所 ●本籍・筆頭者記載 □必要 ●在外選挙人登録地記載 □必要 ※チェックがない場合は記載されません。
筆頭者から見た 請求者との関係 ① <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 ② その他 (下記に記入してください)		5 身分証明書 (300円) 通 どなたの () ※この証明書は本人請求以外のときは、 本人が作成した委任状が必要です
必要とする戸籍者との関係 () 使用目的 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 提出先理由 (詳細に)		6 その他記載事項証明書 (350円) 通 届出の年月日 年 月 日 証明に必要な届 () 届

※ プライバシーの侵害・差別的行為につながるような不当な請求には
応じられません。
※ 偽り、その他不正の手段により、戸籍証明等の交付を受けた者は、
刑罰 (30万円以下の罰金) が科されます。(戸籍法第133条、
住民台帳法第47条)

権限を証明する書類 委任状 戸籍謄本等 登記事項証明書 資格証明書 社員証 身分証明書 その他

職員記入欄	1点 : 個・免・パ・住基・障手・外 2点 : 保・介・年手・社証 聴聞 その他 () 番号 ()	手数料 件 円	受付NO	受付	入力	照合	交付
-------	--	---------	------	----	----	----	----

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認をする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明（戸籍抄本）をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。